3　支給認定証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その支給認定証を添付しなければならない。

4　支給認定証の再交付を受けた後、失った支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第二節　施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

（法第二十七条第一項に規定する一日当たりの時間及び期間）

第十七条　法第二十七条第一項に規定する一日当たりの時間は四時間を標準とし、期間は三十九週以上として、支給認定保護者が特定教育・保育施設（認定こども園に限る。）と締結した保育の提供に関する契約において定める時間及び期間とする。

（施設型給付費の支給）

第十八条　市町村は、法第二十七条第一項の規定に基づき、毎月、施設型給付費を支給するものとする。

（支給認定証の提示）

第十九条　支給認定保護者は、法第二十七条第二項の規定に基づき、支給認定教育・保育を受けるに当たっては、その都度、特定教育・保育施設に対して支給認定証を提示しなければならない。

（特例施設型給付費の支給）

第二十条　市町村は、法第二十八条第一項の規定に基づき、毎月、特例施設型給付費（同項第一号に係るものを除く。）を支給するものとする。

（準用）

第二十一条　第十七条の規定は法第二十八条第一項第二号の内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間について、第十九条の規定は特例施設型給付費（法第二十八条第一項第一号に係るものを除く。）の支給について、準用する。この場合において、第十七条の規定中「認定こども園」とあるのは「保育所」と読み替えるものとする。

（地域型保育給付費の支給）

第二十二条　市町村は、法第二十九条第一項の規定に基づき、毎月、地域型保育給付費を支給するものとする。

（支給認定証の提示）

第二十三条　支給認定保護者は、法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育を受けるに当たっては、その都度、特定地域型保育事業者に対して支給認定証を提示しなければならない。

（特例地域型保育給付費の支給）

第二十四条　市町村は、法第三十条第一項の規定に基づき、毎月、特例地域型保育給付費（同項第一号に係るものを除く。）を支給するものとする。

（準用）

第二十五条　第十七条の規定は法第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間について、第二十三条の規定は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項第一号に係るものを除く。）の支給について、準用する。この場合において、第十七条の規定中「特定教育・保育施設（認定こども園に限る。）」とあるのは「特定地域型保育事業者又は特例保育を行う事業者」と読み替えるものとする。

第二章　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節　特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

第二十六条　法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所

二　設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四　設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五　認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し

六　建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

七　法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数

八　施設の管理者の氏名、生年月日及び住所

九　運営規程

十　利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十一　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二　当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三　法第三十三条第二項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準

十四　当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項

十五　法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十条第二項において「誓約書」という。）

十六　役員の氏名、生年月日及び住所

十七　その他確認に関し必要と認める事項

（特定教育・保育施設の利用定員の協議の手続）

第二十七条　法第三十一条第三項の規定による協議は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

一　当該確認に係る施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所

二　当該確認に係る設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　当該確認に係る事業の開始の予定年月日

四　定めようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用定員の数

（特定教育・保育施設の確認の変更の申請）

第二十八条　法第三十二条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る施設の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一　施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地

二　設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要